

経済産業省

2020515 公開中第3号
令和2年7月14日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 殿

中小企業庁長官 前田 泰宏



令和2年5月15日付けをもって別添（写し）のとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1. 不開示決定した行政文書の名称等

持続化給付金事業コールセンターで使用されているマニュアル（最新版）

2. 不開示とした理由

上記1. に該当する行政文書は、中小企業庁では、作成も取得もしておらず保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中小企業庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課室等

担当課室：中小企業庁長官官房総務課
電話番号：03-3501-1768